

## 和歌山工業高等専門学校施設の有効活用に関する規則

制 定 令和7年4月1日

(目的)

**第1条** この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則、和歌山工業高等専門学校不動産管理取扱規則、並びに和歌山工業高等専門学校施設・設備・環境整備委員会規則に基づき、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の施設が各組織等の占有ではなく本校共有の財産であるため、全校的視野に立った施設運営と、教育研究活動の変化や社会的要請に即した教育・研究活動を円滑に進めるために再編を行うことを目的に、施設の有効活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

**第2条** この規則において、再編の対象となる不動産の範囲とは、本校の土地、建物、建物附属設備、構築物とする。

(利用状況調査)

- 第3条** 校長は、前条の目的を推進するため、本校施設・設備・環境整備委員会（以下「委員会」という。）は、不動産の活用状況を把握するため、その利用状況を必要に応じ調査することができる。
- 2 委員会は、前項に定める調査を実施するにあたり調査員を指名することができる。
  - 3 前2項による調査の対象となる学科等の教職員は、調査に協力しなければならない。
  - 4 調査員は、調査の結果を委員会に報告しなければならない。

(使用の再編)

- 第4条** 委員会は、調査の結果、不動産使用の再編の必要を認めた場合は、関係学科等に事情聴取を行った上で、不動産使用の再編計画を作成するものとする。
- 2 関係学科等は前項で作成された不動産使用の再編計画の実施に努めなければならない。

(改善、明け渡し)

- 第5条** 校長は、委員会の議を経て、教育研究施設の有効活用を図る必要があると認めるときは、使用責任者及び使用者に対し、使用方法の改善及び施設の再配分その他の措置について是正勧告を行うものとする。
- 2 前項において、使用方法の改善及び施設の再配分その他の措置について是正勧告を受けた者は、速やかに校長に改善方法を提出、又は再配分の対象となった施設を明け渡さなければならない。

(返還)

**第6条** 前条に関わらず、教職員が人事異動等により使用終了となる監守区域及び不動産使用の再編により創出された監守区域については、異動日をもって不動産管理役へ返還するものとする。

(使用申請)

**第7条** 第5条及び第6条における創出された監守区域の使用を希望する者は、不動産使用等申請書（別紙様式）を提出し、原則として委員会の議を経て不動産管理役の許可を受けなければならない。

(雑則)

**第8条** この規則に定めるもののほか、この規則の運用に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から実施する。

別紙様式（第7条関係）

## 不動産使用等申請書

年 月 日

和歌山工業高等専門学校不動産管理役 殿

所属・職名

氏名

(直筆署名または押印)

下記のとおり、不動産を使用したいので許可下さるよう、よろしくお願ひします。  
なお、使用後は責任を持って処置します。

### 記

申請の区分	<input type="checkbox"/> 不動産の再編 ・ <input type="checkbox"/> 一時使用
	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 更新
場所	
使用目的	
使用者	
使用期間	(例) 自 年 月 日 ( 曜 ) 時 分から 時 分まで 至 年 月 日 ( 曜 ) 時 分から 時 分まで
研究等内容	
必要設備等	
備考	

※該当の箇所の口には✓印を付ける。

※採用教員の研究室の場合、使用期間、研究等内容、必要設備等の項目は記入不要。